

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、「中長期的な視点から株主価値の最大化を実現するために経営体制を規律していくこと」と認識しております。

また、「企業は社会の一員である」との考え方に沿って「公正で安全な地域社会の建設に貢献するため、法や規則を遵守し、高い規律と倫理感をもって、誠実で隠し事のない経営を行う」ことを経営の命題のひとつに掲げております。

以上のような基本的な考え方の下に、意思決定の迅速化や業務執行の妥当性・効率性を担保するための監督機能の整備、企業価値を大きく毀損するリスクを最小化するための内部統制機能の構築等、積極的に取り組んでおります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4]

当社は、既に株主総会においてインターネットによる議決権の行使を認めており、議決権電子行使プラットフォームの利用も開始しております。また、当社は、現在、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の当社の株主構成、費用等を踏まえ、検討してまいります。

[補充原則4-1-2]

当社は、現在、事業年度毎の経営計画を公表致しておりますが、中期経営計画の開示は行っておりません。ビジネスにイノベーションを起こし、持続的な成長を実現しようとする当社において、中期経営計画を策定し数値目標を公表したとしても、その公表数値の有効性には限界があると考えております。却って、数値目標を公表することで、株主・投資家に当社の意図するところと違った判断を与える可能性があると考え、中期経営計画の公表は行っておりません。

一方、当社は、単年度事業計画と実績数値との差異に関しては、取締役会の他、経営陣幹部で構成される会議においてモニタリングを通じ適宜対応施策を議論し、今後の事業展開に反映させております。これらの一連のプロセスを踏まえ、事業計画、今後の事業展開について、決算説明会等の場で株主・投資家に説明することとしております。

[補充原則4-1-3]

当社は、最高経営責任者の後継者計画を現時点では明確に定めておりませんが、取締役会において、各取締役との意見交換を実施致しております。今後、後継者計画の立案の必要性が生じた場合には、取締役会において人格・見識・実績を勘案し後継者候補と認められる人材の中から選定する方針です。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4:いわゆる政策保有株式]

当社は、政策保有株式については、保有しないことを基本方針としております。なお、現時点において、政策保有株式として上場株式の保有はございません。

[原則1-7:関連当事者間の取引]

取締役の競業取引及び取締役と会社間の利益相反取引は、法令及び取締役会規程の定めに基づき、取締役会での決議を要することとしております。

[原則3-1:情報開示の充実]

(i) 経営理念、経営戦略については、当社ホームページに開示いたしております。また、経営計画については、決算説明会において、各事業年度の業績見通しを公表いたしております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、有価証券報告書「6.コーポレートガバナンスの状況等」に記載しております。

(iii) 取締役の報酬の決定に関する方針については、本報告書「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。執行役員の報酬については、執行役員規程に基づき、取締役会において決定しております。

(iv) 取締役・監査役の各候補者については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会（代表取締役及び独立社外取締役で構成）において、経験、見識、専門知識、経歴等を総合的に勘案し、最適任と認められる者を適正に選定し、取締役会の決議を経て、株主総会にて選任をお諮りしております。

(v) 取締役候補・監査役候補の選任・指名については、株主総会招集通知に理由、経歴等を記載いたしております。執行役員の選解任については、業務に関する専門知識、経営執行能力、革新性、指導力等を勘案し、執行役員規程に基づき、取締役会にて決議いたしております。選解任に当っては、取締役会において選解任理由について十分な説明を行っております。

[補充原則4-1-1]

取締役会決議事項については、法令・定款に定める事項の他、「取締役会規程」に詳細を規定しております。取締役会決議事項以外の重要事項については、「執行役員会議規程」の他、「職務権限規程」に決裁権限基準を規定し、迅速な意思決定を行っております。

[原則4-8]

当社は、社外取締役2名を選任しており、社外取締役2名を独立役員として指名しております。すなわち、取締役4名のうち、2名は独立社外取締役という構成となっております。

〔原則4-9〕独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所の独立性基準に準拠した基準に基づき取締役会で審議し、独立社外取締役の候補者を選定しております。

〔補充原則4-11-1〕

当社の取締役は8名以内とする旨、定款に定めております。当社取締役会は、多様な知識や経験を有し、中長期的な企業価値を革新的に創造するための知見、能力を有する人材により、取締役4名（うち社外取締役2名）で構成しており、取締役会の意思決定と経営全般の監督機能が、最も効率的に機能する適正な規模を維持致してまいります。

社内取締役については、当社の事業に関する高い専門性を有し、経営全般を的確かつ公正に監督を行える資質を有する人材を選任いたしております。社外取締役については、経営に必要な広範な知識や特定分野での高い見識を有し、業務執行から独立した客観的視点よりの確かつ公正に監督を行える資質を有する人材を選任いたしております。

〔補充原則4-11-2〕

当社の取締役及び監査役の他の上場企業の役員の兼務状況については、合理的な範囲であり、株主総会招集通知や有価証券報告書にて、重要な兼職の状況を毎年開示しております。

〔補充原則4-11-3〕

当社は、取締役会全体の実効性を高め、機能強化を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する評価を下記の通り実施いたしました。

（i）評価プロセス

取締役会の任意の諮問機関として、独立役員をメンバーとする取締役会実効性評価委員会（以下、「委員会」という）を設置し、取締役会の実効性評価を行い、取締役会において評価結果、課題を共有し、今後の取組みについて確認いたしました。

〔評価方法〕

・委員会において、下記の評価項目に関し意見交換を通じて分析・評価を行い、今後の取り組むべき課題を取りまとめる。

・取締役会において、委員会での分析および評価結果、課題を共有し、今後の取組みを決定する。

〔評価項目〕

①取締役会の運営及び意思決定プロセス ②役員間のコミュニケーション ③社外役員に対する情報提供

（ii）評価結果の概要 上述の評価プロセスにより、「取締役会の運営及び意思決定プロセス」、「役員間のコミュニケーション」、「社外役員に対する情報提供」等の面において、当社取締役会は、概ね適切に運営、機能しており、取締役会全体の実効性は、確保されていると判断いたしました。

また、昨年度の実効性評価で課題として認識したアイウェア事業に関する議論の一層の充実も着実に改善し、2018年度の実効性は有効であったと評価いたしました。

当社取締役会は、今後も継続して実効性評価を行うことで取締役会の機能向上を図り、一層充実した最適なコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

〔補充原則4-14-2〕

当社は、取締役・監査役に対し、その経営監督・監査機能が十分に発揮できるよう業務上必要となる知識の習得の機会を、取締役・監査役の要望に応じ提供しております。その際の費用負担については会社負担と致しております。

〔原則5-1〕株主との建設的な対話に関する方針〕

（i）株主との対話全般に関する基本方針：

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で株主と建設的な対話を進めております。株主との対話全般については、IR担当取締役が総括し、IR室にIR担当者を配置し、管理本部総務・経理・法務等の関連部署と連携を行い、対話の充実に努めております。株主や投資家の希望や関心事などを総合的に勘案し、個別面談や必要に応じ電話会議を実施しているほか、決算説明会を半期毎に開催し経営陣が自ら株主・投資家に当社の財務状況、経営方針を説明するなど対話手段の充実に取り組んでおります。

（ii）個別面談以外の対話の手段：

機関投資家向けの決算説明会を年2回開催するとともに、ホームページ等を活用し、決算短信、決算説明会資料、月次売上状況等を開示しております。

（iii）フィードバックのための方策：

IR活動及びそのフィードバック、株主異動の状況に関する情報は、適宜経営陣や取締役会へ報告を行い、取締役・監査役との情報共有を行っております。

（iv）インサイダー情報の管理に関する方策：

各四半期決算期末日翌日から、決算短信開示までをサイレント期間と定め、決算内容に関するコメントは控えております。また、株主・投資家・アナリストとの対話に際しては、常にインサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 仁	8,334,000	34.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,973,000	8.23
合同会社マーズ	1,200,000	5.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	998,500	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	929,500	3.88
株式会社ジュビター	600,000	2.50
株式会社ヴィーナス	600,000	2.50
OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	600,000	2.50
中村 豊	480,000	2.00

TAIYO HANEI FUND,L.P	460,700	1.92
----------------------	---------	------

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古谷 昇	他の会社の出身者											
國領 二郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古谷 昇	○	----	古谷氏の上場企業の役員を歴任した経験と見識から、当社経営全般における監視と提言、及び取締役会における議決権の行使を期待し、社外取締役に選任しております。また、古谷氏は近親者を含め、現在及び過去において当社との間で社外取締役として以外の取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を確保しておりますことから、独立役員に指定しております。

國領 二郎	○	----	國領氏の大手通信事業会社での勤務経験並びに学識者としての経営・ITに関する高い見識と幅広い経験から、当社経営全般における監視と提言、及び取締役会における議決権の行使を期待し、社外取締役に選任しております。また、國領氏は近親者を含め、現在及び過去において当社との間で社外取締役として以外の取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を確保しておりますことから、独立役員に指定しております。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

「指名・報酬委員会」は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役・監査役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性および透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門である業務監査室と監査役は、毎月1回定期的に意見交換を行い、内部統制の状況把握、その他重要事項に関する情報交換等を実施しております。

監査役と会計監査人は、年4回、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換を行っております。

業務監査室と会計監査人は定期的に監査計画の基本的事項及び内部統制の評価等について意見交換を行っております。また、会計監査人の監査講評への監査役及び業務監査室の出席、必要に応じた三者間の情報交換等により、情報共有と連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前田 夏彦	他の会社の出身者										△			
太田 諭哉	公認会計士													
大井 哲也	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 夏彦		---	前田氏は、長年の金融機関の支店長経験及び上場会社での役員としての経験を当社経営監視機能の充実に活かしていただきたいため、常勤の社外監査役として選任しております。
太田 諭哉	○	---	太田氏は、公認会計士として長年の経験と見識から、当社の経営全般における監視と提言を期待し、社外監査役に選任しております。また太田氏は近親者を含め、現在及び過去において当社との間で社外監査役として以外の取引はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはない高い独立性を確保しておりますことから独立役員に指定しております。
大井 哲也		---	大井氏は、弁護士資格を保有しており、法曹としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員3名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

事業活動を通じた企業価値の拡大という共通目標に対する各取締役の士気は高く、現状インセンティブ付与の必要性はないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年8月期に係る当社の取締役、監査役に対する報酬

取締役役に支払った報酬(社外取締役を除く。) 84百万円
社外役員に支払った報酬 28百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役会の報酬は、透明性・客観性を担保するため、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会(代表取締役及び社外取締役で構成)での審議を踏まえ決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への連絡は社長室が担当しております。

また一部社外役員については、社内イントラネットを通じリアルタイムで情報を共有しております。

なお、出席会議の議案は所管部より事前に文書または口頭で通知・説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要

当社は、監査役会及び会計監査人設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、取締役会を中心として、監査役会、業務監査室、会計監査人等の連携によるガバナンス機構により運営されております。

当社の現時点における役員の選任状況は、取締役4名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)となっております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営上の重要な意思決定や業務執行状況の報告がなされ、各取締役は活発に議論しております。また、監査役も取締役会に出席し意見を述べ、取締役の職務執行状況について適切な監視機能を発揮しております。

監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査役同士の意見交換を行い、監査計画に基づく監査の実施状況や経営情報の共有化等、監査役同士のコミュニケーションの向上による監査の充実を図っております。

当社では、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割として、取締役の職務の執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待しております。当社は、社外取締役古谷昇氏、社外監査役千賀貴生氏の2名を、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員として指定しております。

2. 監査役機能強化に関する取組の状況

当社は、定時の取締役会と同程度で監査役会を開催し、取締役の職務執行について監視・監督を行っております。

監査役は、定時及び臨時の取締役会その他、執行役員会議、コンプライアンス委員会等の各種委員会に出席するとともに、稟議書や社内各部署からの各種報告書の閲覧を行い情報収集の機会を充実させ、監査の実効性と監査役の機能強化を高めております。

3. 会計監査人の状況

当社は会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結しております。

平成29年8月期において業務を執行した公認会計士の氏名は、以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行役員 跡部 尚志

指定有限責任社員 業務執行役員 片岡 直彦

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他12名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役による日常的な監査を行うほか、常勤監査役を含めた社外監査役3名が会計監査人及び業務監査室と連携して、取締役の職務の遂行を監査する体制としております。

この体制により適切なコーポレート・ガバナンスが確保出来ているものと考えていることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2014年第27回定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2014年第27回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催 決算発表後及び第2四半期決算発表後に開催しております。 なお、説明会資料については、速やかに当社IRサイトに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://corp.jins.com/jp/ja/ir 決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、決算説明資料、株主総会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署(担当者): IR室(IR室長 山脇 幹也)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示すべき会社情報を迅速かつ網羅的に収集分析し、適時開示規則、金融商品取引法のほか関連諸法令に遵守した適切な公表を行うこと及び重要情報の漏洩、違法な内部者取引を未然に防止することを目的とした「インサイダー取引防止規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	創業地である群馬県の起業を支援・促進するために、2013年より、地元新聞社、主旨に賛同する地元企業と共同で行う企業家表彰制度「群馬イノベーションアワード」に協賛しております。 その他に、前橋市の活性化を目的として、前橋市内に本店・主要拠点を有する企業と「太陽の会」を設立し、毎年純利益の1% (最低100万円) を拠出し、前橋市の発展に資する事業に投資することとしております。 また使用しなくなった眼鏡の回収及び再資源化を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社のコンプライアンスの考え方は、市場からの信任と評価を得られるようにするため、当社で働く全ての役員及び使用人が「倫理」及び「法の遵守」という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定された「ジンズグループ倫理行動指針」を基本とします。
- (2) 当社は、経営理念や倫理行動指針を保証するための体制としてコンプライアンス委員会を設置し、一人ひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動を取るよう、役員及び使用人の教育を行い、コンプライアンス体制を整備しております。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、内部監査部門である業務監査室が各部門の実施状況を定期的に監査しております。
- (3) 当社は、労働者等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口「コンプライアンスホットライン」をコンプライアンス委員会内ならびに外部専門機関内に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図ることとします。また、当社は、通報内容を守秘し、通報者に不利益な扱いを行わないことを定めております。
- (4) 業務監査室は、社内規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告しております。
- (5) 当社は、全役職員が遵守すべき規範である「倫理行動規範」で、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、ならびに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存し、管理しております。文書管理規程には、保存すべき文書の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定めます。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築することとします。
- (2) 事業上のリスクとして、信用リスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、情報関連リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行うこととします。
- (3) リスク管理体制として、管理本部総務人事グループを主管部署とし、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会が、内部統制と一体化したリスク管理を推進し、業務監査室が進捗状況を監査しております。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えることとします。
- (4) 上記の他、以下のリスクに於ける事業の継続を確保するため、経営危機対策要領を定め、リスク管理体制を整備しております。
 - 1) 地震、洪水、火災等の災害及び事故により重大な損失を被るリスク
 - 2) 役員・従業員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定する。経営計画及び事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。

また、執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員で構成し代表取締役が議長を務める執行役員会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

5. 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社と当社の子会社及び関連会社（以下、子会社と関連会社を総称して「関係会社」という。）からなる当社グループの総合的な事業の発展と繁栄を図り、関連会社の職務執行が効率的に行われる体制を整備・構築するため、関係会社管理規程を制定しております。
- (2) 関係会社管理規程に従い、管掌責任者及び所管部門は事前の相談・報告と合議により関係会社に対する管理・指導を行っております。
- (3) グループ業績に対する重要度の高い関係会社は、当社常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び当該関係会社経営陣により構成される経営連絡会において、経営成績その他の重要な事項について、定期的に報告を行っております。
- (4) 当社は、リスク管理規程により、当社グループを横断したリスク管理体制を整備・構築しております。また、関係会社において、経営危機管理要領に定めた災害、事故等が発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し対応を行っております。
- (5) 当社は、「ジンズグループ倫理行動指針」と「倫理行動規範」を当社及び関係会社の全ての役職員を対象とするものとし、全ての対象者に周知しております。
- (6) 業務監査室は、関係会社の業務の状況について、定期的に監査を行っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役会の運営事務その他の職務遂行につき補助すべき使用人（以下、「監査役補助使用人」という。）の配置を求めたときは、監査役と協議のうえ、速やかに監査役補助使用人を置くものとします。

7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役補助使用人の異動・人事評価については、事前に監査役の合意を得るものとします。
- (2) 監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査役補助使用人は、その職務に必要な範囲内において、文書の閲覧、調査場所への立入りその他の権限を有するものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告いたします。また、取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告いたします。
- (2) 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができます。
- (3) コンプライアンスホットライン担当者は、通報窓口宛に通報を受けた事項のうち、取締役の職務に関する事項を監査役に伝達することができます。

(4) 監査役は、通報窓口への通報内容及び対応状況の報告と再発防止策の協議・検討を行うコンプライアンス委員会に出席しております。

9. 関係会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 関係会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、速やかに監査役に報告を行っております。

(2) 監査役は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、関係会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができます。

(3) 当社は、前条及び本条により監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社または関係会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備しております。

10. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該請求を処理します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人、ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役の監査に積極的に協力し、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示します。

(2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報交換や業務執行状況の確認します。

(3) 監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家に相談のうえ、重要な改善策を取締役会に具申します。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用ならびにその評価・改善に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、全役職員が遵守すべき規範である「倫理行動規範」において、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、並びに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理本部総務人事グループを反社会的勢力対応の統括部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理、外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理しております。

また、幹部社員を中心に、各部署に不当要求防止責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築しております。

(2) 外部専門機関との連携状況

主要事業所所在地の所轄警察署、暴力団追放運動推進センター等外部機関への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にしています。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況等

新規取引先に対しては、通常の取引審査に加え、専門機関へ委託し反社会的勢力との関係性有無の調査を実施している。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、事前・事後を問わず契約を拒絶・解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を定めており、反社会的勢力等の侵入排除に努めていくこととします。また、既存取引先については取引規模・業種等の基準で抽出した先に対し年1回調査を行っています。

新任役員については就任前に、既存役員については上記既存取引先と同じタイミングで調査を行っております。

従業員については、採用面接時に反社会的勢力との関与がない旨の念書を提出させ、かつ年2回の人事面談を行うことで当人の周辺環境の変化の有無を確認しております。また、幹部社員、人事・経理担当スタッフ職の採用時には、採用決定前に反社会的勢力との関係性が無いこと等を確認しています。

株主については、一定以上の株式を保有する大株主に対し、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施するとともに、株式事務代行委託企業からも情報提供を受け、特殊株主等が侵入した場合は早急に対策をとることとします。

(4) 対応マニュアルの整備、研修活動の実施状況

反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法等を管理マニュアル「JINS GUIDELINES」の中にまとめ、全社員閲覧可能な当社グループウェア上に掲示しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は現時点で具体的な買収防衛策の導入は予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、以下の通りです。

1. 当社の情報開示基本姿勢

当社は、株主及び投資家の皆様に対し、投資判断に影響する決定事実、発生事実および財務情報等に加え、当社に対する理解を促進して頂くための情報を適時、適切、公平に提供することに努めて参ります。

そのために当社は、「倫理行動指針」に情報管理に対する指針を定めるとともに、適時開示すべき会社情報を迅速かつ網羅的に収集・分析し適切な公表を行うこと、及び重要情報の漏洩、違法な内部取引を未然に防止することを目的とした「インサイダー取引防止規程」を制定し、重要情報の管理を徹底するとともに適時開示規則及びその他の関連諸法令に基づく開示は勿論のこと、企業価値を正しく理解していただくために必要な会社情報の開示につきましても自発的、積極的に行っております。

2. 適時開示に係る組織体制

当社は、会社情報の管理に係る業務を管理本部の所管とし、管理本部長を会社全般にわたる重要事実に関連する内部情報等に関する事項を統括して管理する「情報管理責任者」に任命しております。また、各部門責任者をその部門における重要情報の管理を行う「情報管理者」と定めております。

また当社は、情報管理責任者、情報管理者及び情報管理責任者が指名するものにより構成される「情報管理委員会」を設置し、情報管理機能の充実を図っております。

3. 適時開示プロセス

(1) 情報の収集・掌握

決算情報については、経理担当部門である管理本部経理財務グループから随時情報管理責任者である管理本部長へ報告がなされております。

また、情報管理責任者または情報管理者が取締役会またはそれに準ずる各種業務執行決定機関に出席し、決定事実に関する情報を適時に収集しております。

発生事実については、情報発生後遅滞なく、発生部門の情報管理者から情報管理責任者へ報告することを定めております。

なお、子会社に係る重要事実等の収集・掌握に関しては、子会社における決定・発生事実は、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、直ちに子会社が当社の子会社管理主管部署へ報告するよう定めております。また、子会社に月次決算資料等の提出を義務付けており、管理主管部署が随時子会社の決算情報を把握できる体制を構築しております。

(2) 開示の判断・開示案作成

収集された情報は情報管理委員会へ報告され、情報管理委員会では報告を受けた情報の評価および開示の必要性の有無について決定を行い、また当該情報の開示内容、開示時期、表現方法等について協議したうえで、取締役会へ報告します。

(3) 開示の承認・決議

取締役会では情報管理委員会または情報管理責任者から報告を受けた会社情報の開示につき審議し、決議を行います。

ただし、会社情報のうち月次店舗売上概況、または重大事故・災害等緊急に開示を要すると情報管理責任者が判断した発生事実については、情報管理責任者より社長へ報告を行い、社長の承認により開示することができるものとしています。

(4) 開示手続き

取締役会の決議または社長の承認後遅滞なく、情報管理責任者がTD-NETの操作及び所定の開示手続きを指示します。

コーポレート・ガバナンスの体制

